

意見書

平成23年 10月 12日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 殿

郵便番号 104-0031
(ふりがな)
住 所 東京都中央区京橋1-12-5
(ふりがな)
氏 名 社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
理事長
にしじょう あつし
西條 温

「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及びNTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案についての意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

本意見書に関する連絡先

社団法人 日本ケーブルテレビ連盟

電話番号

電子メールアドレス：

■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■

日本電信電話株式会社等に関する法律（NTT 法）の一部改正を受け、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下、「NTT 東西」といいます。）による活用業務が認可制から届出制へと規制緩和がなされる事となりました。

これまでに活用業務として認可された I P 電話、FTTH、法人向けイーサネット等の県間サービスにおいて NTT 東西のシェアが高止まりしている状況に鑑みて、今後も NTT 東西による活用業務が公正競争の実現に支障を生じさせていないか、引き続き確認していくためのスキームが必要かと存じます。

つきましては、今般の「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案及び NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン案についての意見募集」に関する意見募集につきまして、以下の見解および意見を申し上げさせて頂きたく存じます。

1. 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正案について

○届出書に記載された事項を検証するために、パブリックコメントを通じた幅広い意見募集に加え、関係事業者への意見聴取を実施し、十分な協議を経て意見の反映をいただきたいと存じます。

○そのためにも、目的達成業務および活用業務に係る事前届出期間の設定につきましては、最低でも、パブリックコメントの実施に必要となる 60 日間の事前届出期間を設定いただきたいと存じます。

2. NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドラインについて

①ガイドラインでの具体例の提示について

認可制において運用されてきた電気通信事業の公正な競争の確保等に資するという趣旨を届出制への移行により形骸化させないために、本ガイドラインには具体的な例示を盛り込むことで、I-(3)に記載されている「関係事業者等の予見可能性」を高めていただきたく存じます。

また、こうした例示の作成にあたりましては、パブリックコメントの実施や関係事業者への意見聴取、協議等が有効であり、そうした機会を設定していただきたく存じます。

②地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲の検証について

活用業務の必要要件として、本来業務である地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であることと定められており、ガイドライン案（Ⅲ-1-（2））においては、活用業務への「過大な投資」や地域電気通信業務等を営むための設備や職員等の既存の経営資源の「過度の転用」等が禁止されております。

ここでは NTT 東西に対して対処すべき方向を示されている一方、その程度の判断に困難を伴う部分が残るため、関係事業者から別途、個別に意見聴取を行うなどの客観的に検証するための場を設定いただきたくお願いしたいと存じます。

③公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置について

別紙4項のとおり、独占的事業や接続業務を通じ知り得た顧客・接続情報の流用は禁止されており、公正競争が阻害されることのないよう、営業面でのファイアーウォールを確保することとされています。

しかしながら、一昨年、NTT東西による営業面でのファイアーウォールは十分な措置が取られているという主張の中、情報流用問題が発生しており、NTT東西自身による監視だけでは不十分と言わざるを得ません。

こうした状況に鑑みて、実質的かつ総合的なマーケットパワーの濫用に対する一層の監視と規制が必要であり、客観的な検証機関の設置が必須であると存じます。

以上